

保護者の皆様へ

「子どもたちの命を守るために」

鳥栖市教育委員会

相手の人格を踏みにじり、人の命までも奪う非人道的ないじめを防止するためには、学校が最大の努力を注がなければならないことは言うまでもありません。しかし、家庭や地域の協力がどうしても必要であり、お互いに連携を取りながら進めていきたいと思えます。

鳥栖市の子どもたちの中からいじめをなくすためには、第1にいじめの早期発見が重要です。子どもの小さなサインを見逃さないためにも、保護者の皆様のご協力とご支援をお願いします。



★鳥栖市の小・中学校及び教育委員会では、いじめのない学校づくりを推進します。

学校におけるいじめ防止の4本柱

- ①いじめを許さない学校づくり ～未然防止～
- ②小さなサインを見逃さない ～早期発見～
- ③いじめられている子どもを守る～早期対応～
- ④新たないじめを生ませない ～再発防止～

家庭・地域への働きかけ（学校→保護者・地域）

- ①家庭訪問による指導や支援
- ②PTA等での啓発と家庭教育力の向上
- ③地域への情報提供と協力依頼

関係機関との連携

- ①適応指導教室等との連携
- ②専門機関との連携
- ③警察との連携



子どもの出す小さなサインを見逃さないで

「いじめ」とは、当該児童生徒が、

- ①一定の人間関係にある者から、
- ②心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、(ネット事案も含む)
- ③精神的な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

以下にあげる子どもの変化は、「いじめのサイン」である場合があります。子どもたちと接するとき、子どもの様子に目を配り、サインを見逃さないようご協力ください。そして、このような子どもの変化から「いじめかもしれない」と感じられる場合は、各学校へご連絡くださいますようお願いいたします。

いじめられている子どもの変化 チェックリスト①

子どもを見るポイント	チェック
1 学校に行きたがらない。	
2 登校時刻になると体の不調を訴える。	
3 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	
4 理由のはっきりしないけがやあざがある。	
5 食欲が急に落ち、寝つきが悪くなったり、笑顔が減ったりする。	
6 「どうせ自分はダメだ」などと自己否定的な言動が目立つ。	
7 表情がさえず、おどおどした様子が見られたり、気がつかいすぎたりする。	
8 持ち物がなくなったり、落書きをされたりする。	
9 家から金品を持ち出したり、必要以上に小遣いを求めたりする。	
10 学習時間が減ったり、宿題をしなくなったりする。	
11 成績が低下する。	
12 親しかった友達が来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりする。	
13 友達からの電話やメールで、夜や休日に呼び出されることが多くなる。	
14 電話に出たがらなくなったり、友達の誘いを断ったりする。	
15 家に来た友達にからかわれたり、命令されたりしている。	
16 友達や学級の不平・不満を口にするが多くなる。	
17 転校したい、部活動をやめたいなどと漏らす。	
18 ちょっとしたことでも怒ったり、家族に当たったりする。	
19 家族との会話が減ったり、学校の話題を避けたりする。	
20 家や自分の部屋に閉じこもりがちになる。	

いじている子どもの変化 チェックリスト②

子どもを見るポイント	チェック
1 親が買ってあげていないものを持っている。	
2 小遣い以上のお金を使っている。	
3 服装が派手になる。	
4 親への反抗的な態度が増える。	
5 親や弟妹に暴力をふるう。	
6 親が部屋に入ってくるのを極端に嫌がる。	
7 特定の家にたびたび多人数でたむろする。	
8 昼夜逆転した生活をしている。	
9 友達に対する言葉や態度が乱暴になる	

チェックリスト①などにより、子どもの様子がおかしいと感じたら、本人や担任の先生、友達や友達の保護者からも話を聞くなどして、状況の把握に努めてください。

もし、お子様がいじめを受けていることが分かったら、

- ①子どもとじっくり話し、つらい思いを受け止める。
- ②子どもの味方であることを伝え、安心感を持たせる。
- ③一人で立ち向かわないのを責めない。支援することを伝える。

チェックリスト②で子どもがいじめ行為をしていたら、

- ①子どもとよく話をし、毅然とした態度でその行為を止めさせる。
- ②行っている行為がいじめかどうかということよりも、その行為によって相手がどんなにつらい思いをしているかを理解させる。



《相談窓口》 ☎

心の悩みテレホン相談	0120-783-114 85-2723	鳥栖市(教育委員会)
こども育成課 家庭児童相談	85-3550	鳥栖市(市民福祉部)
保健センター	85-3650	鳥栖市(市民福祉部)
ヤングテレホン	82-7867	鳥栖警察署
鳥栖保健福祉事務所	83-3579	佐賀県
心のテレホン相談	0952-30-4989 0952-52-4989	佐賀県教育委員会
佐賀こころの電話	0952-73-5556	佐賀県
佐賀いのちの電話	0952-34-4343	佐賀いのちの電話
児童相談所(総合福祉センター内)	0952-26-1212	佐賀県
少年総合相談センター	0120-297-867	佐賀県警察本部
子どもの人権110番	0120-007-110	佐賀地方法務局
精神保健福祉センター	0952-73-5060	佐賀県
家庭教育子育て電話相談「さがっ子よーいどん」	0952-25-4100	佐賀県